様式第８（第４条関係）

労働環境の確認に関する特約条項（工事請負契約）

　（総則）

第１条　この特約条項は、発注者と請負者との契約に愛知県公契約条例（平成28年愛知県条例第10号）第９条に定める労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するための措置を適用するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

２　この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体を成す。

　（労働環境報告書の提出）

第２条　請負者は、本契約の履行に係る作業現場（以下「作業現場」という。）における自ら使用する労働者の労働環境に係る労働環境報告書（別紙１。以下「労働環境報告書」という。）を作成し、この契約締結後速やかに発注者に提出しなければならない。

２　請負者は、本契約に係る工事の一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、労働環境報告書を作成させ、委任又は請負に係る契約締結後速やかに請負者に提出させ、それらを取りまとめて、発注者に提出しなければならない。

３　請負者は、請負者から工事を受任し又は請け負った下請負人が本契約に係る工事の一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、当該下請負人に対し、労働環境報告書を当該第三者に作成させ、委任又は請負に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負人を通じて請負者に提出させ、それらを取りまとめて、発注者に提出しなければならない。

　　なお、数次にわたって委任又は請負に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、請負者は、労働環境報告書をすべての下請負人から請負者に提出させるものとする。

　（賃金単価及び報酬単価の報告）

第３条　請負者は、作業現場における自ら使用する労働者の賃金単価の報告（別紙２。以下「賃金報告１」という。）を愛知県電子申請・届出システム（以下「システム」という。）により作成し、工事着手後３か月を経過する日までに発注者に提出しなければならない。

２　請負者は、本契約に係る工事の一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、賃金報告１をシステムにより作成させ、委任し又は請け負わせた工事着手後３か月を経過する日までに当該第三者から発注者に提出させなければならない。

３　請負者は、請負者から工事を受任し又は請け負った下請負人が本契約に係る工事の一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、当該下請負人に対し、賃金報告１を当該第三者にシステムにより作成させ、委任し又は請け負わせた工事着手後３か月を経過する日までに当該第三者から発注者に提出させなければならない。

なお、数次にわたって委任又は請負に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、請負者は、賃金報告１をすべての下請負人から発注者に提出させるものとする。

４　請負者は、第１項の作成及び提出がシステムにより難い場合は、「賃金単価報告書（工事請負契約）」（別紙３。以下「賃金報告２」という。）を作成し、郵便、ファクシミリ等により工事着手後３か月を経過する日までに発注者に提出することをもってこれに代えることができる。

５　請負者は、下請負人による第２項又は第３項の作成及び提出がシステムにより難い場合は、当該下請負人に対し、賃金報告２を作成させ、郵便、ファクシミリ等により委任し又は請け負わせた工事着手後３か月を経過する日までに当該下請負人から発注者に提出させることをもってこれに代えることができる。

６　請負者は、第２項又は第３項における第三者が自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により本契約の履行に係る作業に従事する者（以下「一人親方」という。）である場合は、当該一人親方に対し、賃金報告１に代えて「報酬単価の報告」（別紙４）を作成及び提出させ、これがシステムにより難い場合は、前項の賃金報告２に代えて「報酬単価報告書（工事請負契約）」（別紙５）を作成及び提出させなければならない。

　（労働者への周知）

第４条　請負者は、作業現場の労働者に周知させるため、「労働環境の確認について」（別紙６。以下「チラシ」という。）を請負者が使用する労働者に配付するとともに、下請負人を通じて当該下請負人が使用する労働者に配付するようにさせなければならない。

２　請負者は、前項の目的を達するため、チラシを作業現場の見やすい場所等に掲示しなければならない。

３　請負者は、第１項の目的を達するため、発注者が作成した労働環境の確認措置に関する質疑応答集を作業現場の閲覧しやすい場所等に備え置かなければならない。